

H30定期報告業務講習会 ご質問・回答

建築物	調査結果図	屋上平面図の添付は、屋上に塔屋等が設けられている場合という意味であり、屋上伏図という意味ではないということで宜しいか？	塔屋等がある場合という解釈で宜しいです。ただし、調査結果表の3 屋上及び屋根 (6)(7) 屋根 (屋上面を除く。)において、要正事項等がある場合には、必要に応じて屋根伏図等を添付してください。
建築設備	報告書第2面-5-2	空調調和設備・冷暖房設備についての報告欄があるが、どんな建物であっても記載必須項目か？	検査報告対象の設備がある場合に記載してください。したがって、第二面【5.換気設備の概要】のイ、ハで中央管理方式の空調設備を選択した場合に記載してください。 (H30版の手引き付179に記載のQ&Aの11～13項目において、「定期報告を要する換気設備は、建築基準法第28条第2項のただし書き及び同条第3項の規定により設けたものになっています。したがって、任意設置の建築設備においては、検査報告対象外です。」とあります。)
	報告書第2面-5-ホ	防火ダンパーの有無の記載欄があるが、点検結果表(換気設備) 3 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室の防火ダンパー等が検査対象の場合にのみ、「有」で良いのか？	そのとおりです。(上記の回答と同様) なお、当該換気設備に関するダクトは、その居室内に限らず検査の対象としてください。
その他	報告書全般	昨年度より、報告書式等に変更は無いか？	報告書等の様式は、国により規則又は告示で定められており、静岡県内の特定行政庁では国が定めた様式を使用しています(平成30年4月1日時点)。そのため、建築及び防火設備は、平成28年度の改正以降、様式に変更はありません。また、建築設備は平成29年度の改正以降、様式に変更はありません。したがって、昨年度から様式に変更はありません。
	報告書全般	報告書等に、書式の変更が判るように、更新日などを入れていただきたい。	また、今後、規則及び告示等において、報告書等の様式に改正があった場合には、各特定行政庁が新しい様式をホームページに掲載しますので、旧様式を使わないよう、ご注意ください。様式自体に更新日を記載することは出来ませんが、ホームページに掲載する際、例えば、様式のファイル名に、「H〇〇年改正」と付けること等、検討します。
	報告書全般	県と特定市で、様式が異なる可能性があると思うが、同異や流用可などの情報がほしい。	上記と同様、報告書等の様式は規則又は告示で定められており、特定行政庁で違いはありませんので(平成30年4月1日時点)、同じものをお使いください。(便宜上、各特定行政庁のホームページにてダウンロードできるようになっています。) なお、調査結果表及び検査結果表の「上記以外の検査項目等」については、特定行政庁が調査項目を規則で追加することができますが、平成30年4月1日時点では追加の調査項目はありません。今後、追加された場合は講習会やホームページ等でお知らせしますので、御確認ください。
	講習会	実際の建物を使っでの調査・検査方法講習会をやってもらえないか？	今後の検討事項にします。